

# 庁議の概要

開催日：H17.12.26

## 項 目

- 1 平成 18 年度地方財政対策について【総務部】
- 2 平成 18 年度提案・要望項目の状況について【企画振興部】
- 3 新型・高病原性鳥インフルエンザ対策推進本部の設置について【危機管理担当】
- 4 その他 報告事項

## 内 容

- 1 平成 18 年度地方財政対策について【総務部】

総務省より発表された平成 18 年度地方財政対策の概要とこれに伴う県予算への影響について総務部より説明を行った後、意見交換を行った。

### 【説明概要】

- ・平成 18 年度の地方財政計画の規模は、83 兆 1,800 億円程度との試算がされている。そのうち、地方一般歳出が、66 兆 5,000 億円程度である。
- ・一般財源総額は 55 兆 6,300 億円程度で、これは政府合意に沿った形で、昨年よりも 200 億円程度の増が確保されている。この伸びは、地方税が前年度よりも伸びることを想定してのものである。
- ・平成 18 年度における通常収支の不足額は、5 兆 7,000 億円程度であり、うち地方交付税の増額による補てん措置は 1 兆 1,500 億円程度である。
- ・地方財政計画と決算の乖離の是正を行うため、投資的経費と経常的経費を一般財源ベースで 1 兆円程度を同額で一体的に是正する（投資的経費については事業費ベースで 2 兆円）。当面は臨時財政対策債で財源措置し、折半分は後年度交付税に加算する（H17 年度は 3,500 億円）。
- ・本県への影響としては、地方交付税、臨時財政対策債の減により、対前年 50～70 億円程度（来年 7 月頃まで確定しない）、三位一体の改革に伴う国庫補助負担金の削減と税源移譲により 30 億円程度、合計で 80～100 億円程度となりそうだ。
- ・平成 18 当初予算編成方針では交付税の減少を 40 億円程度と見ていたので、今後更に 40～60 億円の財源不足へ対応を行わなければならない。
- ・平成 18 年度当初予算の財源対策としては、当初の見込みでは 187 億円の収支不足が見込まれるなか、155 億円を臨時的な財源で確保し、残りを財政課査定等に対応する方針であった。
- ・予算見積の再調整は求めないが、査定を一段と厳しくすること、基金を更に取り崩すこと、県債の積み増しで対応を行うこととしたい。
- ・今年度予算について、今後新たに執行する経費については、必要不可欠なものに絞り、できる限り財源を 18 年度に送る必要がある。
- ・こうした努力を重ねても、なお、19～20 年度には財政再建団体に転落する可能性を否定できない状況に立ち至っている。
- ・また、今後県債の発行については許可制から協議制になり、自らで管理を行うこととなる。従来は起債制限比率が 20%を超えると新たな起債に制限がかかっていたが、来年度からは一般会計に加えて企業会計や、後年度に負担を行わなければならない債務（いわゆる隠れ借金）を加味した実質公債比率で管理することとなる。
- ・実質公債比率が 18%を超えると許可制に戻り、厳しい管理となる。現在は 3 ヶ年平均で 17%台で毎年上昇している。このままで行くと 18%を超えるのも時間の問題となっている。
- ・財政再建団体にならないためには、起債により負担を後年度送りする手段が考えられるが、一方で県債を発行することで現在の負担を回避することで実質公債比率が上昇し、起債に制限がかかることになり、非常に厳しい財政運営となる。

- ・これを回避するためには、歳出を見直し、県としての構造を変えていくことで安定的な財政運営になるまで持ちこたえたいと考えている。

#### 【主な意見】

- ・退職手当債の活用について、どう考えているのか。キャッシュフローの計算としては、それを活用して救える目途があるのではないかと。  
従来は、勧奨退職にかかる退職金等には起債がうてなかったが、団塊の世代対策へと変わってきている。起債の制限もかかってくるため、計算してみないと何とも言えないが、キャッシュフローとして考えることは出来る。
- ・査定に関連する協議は、年明けからとなるのか。  
平成 17 年度の事業で、不要不急のものは執行停止にするなど、18 年度に少しでも現金を残していくための作業の依頼を年明けから行いたい。査定については、厳しい査定となるためご協力をいただきたい。
- ・税源移譲等については、30 億円以上の財源不足が生じるということだが、三位一体の改革はあまり意味がなかったのではないかと。  
三位一体の改革のなかでは、地方の自由度が高まり地方の分権に役立つということでスタートしたが、補助金の削減だけで地方の裁量は増えていない状況となっている。
- ・公債比率が既に 17%を超えているということであるが、1%は金額にするとどれくらいになるのか。  
3 年平均であるので試算はしていないが、小さな数字ではない。

#### 【知事から】

- ・従来からの地方財政のあり方や交付税の持っている意味だけにとらわれて考えていては行き詰まってしまふ。今こそ発想を変え、仕事の仕方を見直す最大のチャンスだと考えているし、考えていただきたい。
- ・地方交付税を確保し、地方交付税を少しでも多く財政窮乏県へというのは、現実として言う必要はあるが、今までのような地方交付税制度では地方分権としておかしいのではないかという意識を持ちながら、現実の活動としては、割り切った活動をしていかなければ、従来型の発想ではやっていけないと思う。
- ・厳しくなったからそれぞれの予算を切っていく、ということだけではなく、事業を人とともにどう削減していくのかを考えてもらわないといけない。余剰の人役を活用する方法はいくらでもあるので、部局として是非考えていただきたい。
- ・そのときに、一つの手段ではあるが、アウトソーシングも活用して仕事の仕方を変えるんだということを、もう一度考えて欲しい。
- ・平成 15 年度に作った経営方針をもう一度考えて、協働やパートナーシップ、住民力ということを視点にもう一度予算のあり方というものをそれぞれに考えていただきたい。

## 2 平成 18 年度提案・要望項目の状況について【企画振興部】

企画振興部及び関係部局から、平成 18 年度の提案・要望項目の状況について概要説明を行った。

#### 【説明概要】

- ・南海地震に関する観測・伝達体制整備については一定確保できたし、地上デジタル放送への移行に伴う受信対策の推進や四国 8 の字ネットワークの整備等については、一定の進捗が図れるのではないかと。
  - ・地方警察官の増員については、全額復活し、全国で 3,500 人が増員し、高知県には 20 人の配分がされる。
- ## 3 新型・高病原性鳥インフルエンザ対策推進本部の設置について【危機管理担当】
- 新型・高病原性鳥インフルエンザ対策推進本部について概要説明を行い、意見交換を行った後、本部の設置について了承した。(庁議終了後、本部会議を開催し、今後の対応方向等を確認した。)

## 【説明概要】

- ・1ヶ月前の庁議において、健康福祉部から新型インフルエンザについての説明を行った際に、対策の行動計画を作ることと、対策を推進する組織を立ち上げることを宿題としてもらっていた。
- ・推進本部の設置についてこの場で諮り、庁議の後に推進本部を開催し、行動計画については推進本部において検討していただきたい。
- ・現在、新型インフルエンザについては「高知県健康危機管理調整会議」(健康福祉部所管)で扱っている。
- ・これに鳥インフルエンザも含めて、「高知県新型・高病原性鳥インフルエンザ対策推進本部」という組織を作りたい。
- ・この本部は、新型インフルエンザと、高病原性鳥インフルエンザの両方を取り扱うもので、必要に応じて開催し、常設するものではない。
- ・状態が進んでいけば、危機管理本部に移行していくものである。
- ・本部長は知事、副本部長は副知事とし、本部員は監査委員事務局長を除く庁議メンバーとする。
- ・推進本部はインフルエンザに関する情報の収集と分析及び伝達に関すること、総合対策に関することなどを所掌する。
- ・専門部会を設置することが出来ることとしており、学識経験者や関係機関の参画を求めることが出来るとしている。関係機関の職員として、保健所を持つ高知市に参画してもらうこととしている。
- ・事務局は、危機管理課、健康福祉企画課、農政企画課の職員が行うこととしている。
- ・所掌の事務が終了したときは推進本部は廃止することとする。
- ・危機管理本部との関係は、「庁内連絡会議」として位置付けるが、複数部局に関連し全庁的な対策が必要なこと、非常に大きな規模が想定されること等から、知事を本部長とした本部体制とする。
- ・危機管理本部への移行は、人から人への伝染が国内で発生したとき(フェーズ4B)あるいは、鳥については患畜が県内で発生したときとする。
- ・承認が得られれば、推進本部を設置することとしたい。

## 【主な意見】

- ・本部の設置はいつからか。  
承認が得られれば、本日の庁議終了後としたい。
- ・何かあったときの最初の動きはどうなるのか。  
行動計画を作成するので、本部はその計画に基づき行動することとなる。今からしなければいけないことも、幾つかある。
- ・他県もこのような本部を設置しているのか。  
国は本部を作っている。その他には数県が作っている。国の計画上は、今の状況では本部設置についてまでは要請されていない。
- ・本部員について、出納長は実質空席状態であり、除いてはどうか。  
常設で何年も続くものではないため、除くこととする。  
その他特に意見がないため、推進本部の設置について、承認することとする。

## 4 その他 報告事項

### (1) 鏡川の濁水状況について【土木部】

- ・夏場の濁水は一晩で解消されることがあるが、冬場の濁水はなかなか解消されにくいいため、このまま降雨の少ない状況が続くと、1月20日頃には利水容量を使い切ってしまうことが予想される。
- ・更なる節水をお願いしたい。

### (2) 高知競馬への来場依頼について【競馬担当】

- ・平成15年度からの剰余金も使い果たし、大変厳しい状況である。色々な手を打っているが、なかな

か売り上げが伸びていない状況である。

- ・12月31日には高知県知事賞、1月1日には高知市長賞もあるので、是非皆さんに来ていただいてご購入いただきたい。

(3) 大河ドラマを盛り上げる取り組みについて【文化環境部】

- ・「大河ドラマが始まるのに、高知は盛り上がりが少ない」との声を、県外の方からいただいた。
- ・観光を所管する部局だけでなく、各部局がどのように盛り上げるのか、そのためにどんなことができるのかを提案するなど、工夫してみんなで盛り上げてはどうだろうか。

来年の庁議・政策調整会議等の機会を活用して、話し合いの場を持つこととする。